

令和8年度

大館市住宅リフォーム支援事業

大館市では、市民の居住環境の質の向上と空き家活用・住宅の省エネ改修化の推進を図るため、市内業者と契約して住宅のリフォームや増改築工事を行うかたに対し補助金を交付します。
リフォーム・増改築工事費30万円以上に対し補助します

本事業は予算がなくなり次第終了します

① 高齢者等支援

新メニュー

工事費の10% (上限20万円)

「高齢者のみの世帯」
65歳以上(昭和37年4月1日以前生まれ)の方のみで構成される世帯
「障害者等のいる世帯」
身体障害者手帳等の交付を受けている方がいる世帯

② 子育て支援

工事費の10% (上限20万円)

18歳以下(平成20年4月2日以降生まれ)の子とその家族が同居している世帯

③ 三世帯同居

工事費の10% (上限30万円)

18歳以下の子と親と祖父母等が同居する世帯
※祖父母等とは、祖父母・曾祖父母のことを言い、祖父母等の夫婦のどちらかが居住していれば三世帯同居となります

④ 被災者支援

甚大な自然災害により、地域防災計画に基づく災害対策本部または災害警戒対策部が設置された場合、住宅の災害復旧工事等の支援を行います。

⑧ 省エネ改修A・B

新メニュー

補助対象住宅や補助対象工事が①～⑦と異なるため、別紙をご確認ください。

⑤・⑥ 空き家(大館市空き家バンク登録住宅に限る)活用支援

⑤大館市在住のかた → 工事費の10% (上限30万円)

⑥市外から転入するかた → 工事費の20% (上限50万円)

大館市空き家バンクに登録ある住宅を購入・リフォームし、その住宅に居住するかた(転入後3年以内のかたも⑥を利用できます)

⑦ 移住者支援(市外から大館市に移住しようとするかた)

工事費の15% (上限40万円)

※大館市空き家バンク登録住宅を購入・移住転入のかたは⑥の適用となります

中古住宅(大館市空き家バンク登録住宅以外)購入の他、持ち家(相続した住宅を含む)やご実家(親又は子の所有)をリフォームし、大館市に移住するかた(転入後3年以内のかたも利用できます)

◇補助対象者◇

1. 市内に住所を有し(転入・移住予定を含む)、所有・居住する住宅のリフォームを行うかた

※所有者が本人以外の場合でも、補助種別によっては対象となることがあります。

<所有・居住が本人以外で対象となる場合の例>

- ・親または子が所有し、自ら居住する住宅のリフォームを行うかた
- ・親または子が居住する自己所有の住宅のリフォームを行うかた

2. 新しく始まる「高齢者等支援」の要件

●「高齢者のみの世帯」

補助対象住宅に居住するかたの年齢が、全員65歳以上(昭和37年4月1日以前生まれ)であること

●「障害者等のいる世帯」

世帯員に、障害者手帳等の交付を受けていて一定の条件を満たすかたがいること(等級などに条件があります)

注：①～⑧の補助種別を併用することはできません

注：市税を滞納していないことが条件です(申請者及び住宅の所有者並びに居住者)

◇補助対象住宅◇

○一戸建ての住宅

住宅と同一敷地内の別棟であっても、居室は対象となる場合があります

○併用住宅

店舗等の事業の用途に用いる箇所は補助対象外(建物内の住宅部分について行う工事が補助対象)

○マンション等の共同住宅

専有部分の工事に限ります(外装工事は補助対象外)

◇ご注意◇

- ・令和8年7月1日申請分から、住宅と同一敷地内の物置小屋や車庫は対象外です。
- ・令和8年7月1日申請分から、下請け業者について大館市内に、営業所や支店がある場合は補助対象になります。
- ・工事の内訳明細について、一式10万円以上の場合は原則対象になりません。

実施期間

申請受付開始・・・令和8年7月1日(水)から(新メニュー受付開始)
実績報告書提出期限・・・令和9年3月1日(月)まで【厳守】

※提出期限が変更となっています。ご注意ください。

◇補助対象工事◇

次に掲げるすべてを満たす工事

- リフォーム等工事費用のうち、補助要件を満たす対象工事費用（消費税込）が**30万円以上**であること
- 市内に本店を有する法人、市内に住所を有する個人事業者と契約を交わし、施工する工事であること
※下請けも市内業者（営業所・支店も可）とすること

◇補助対象外工事について◇

○補助対象となる工事の詳細な内容は、要綱や補助対象工事一覧表をご確認ください。ご不明な点がある場合はお問い合わせをお願いします。

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用するかたは、補助対象工事費から他の補助金額等を減額します。

<減額対象となる他の補助制度等>

- ・介護保険制度の給付対象となる住宅改修費
- ・浄化槽設置整備事業（補助対象工事費を減額）
- ・ウッドチェンジ推進事業
- ・その他、国等の補助金（窓リノベなど…例外あり）

◇補助金の申請制限について◇

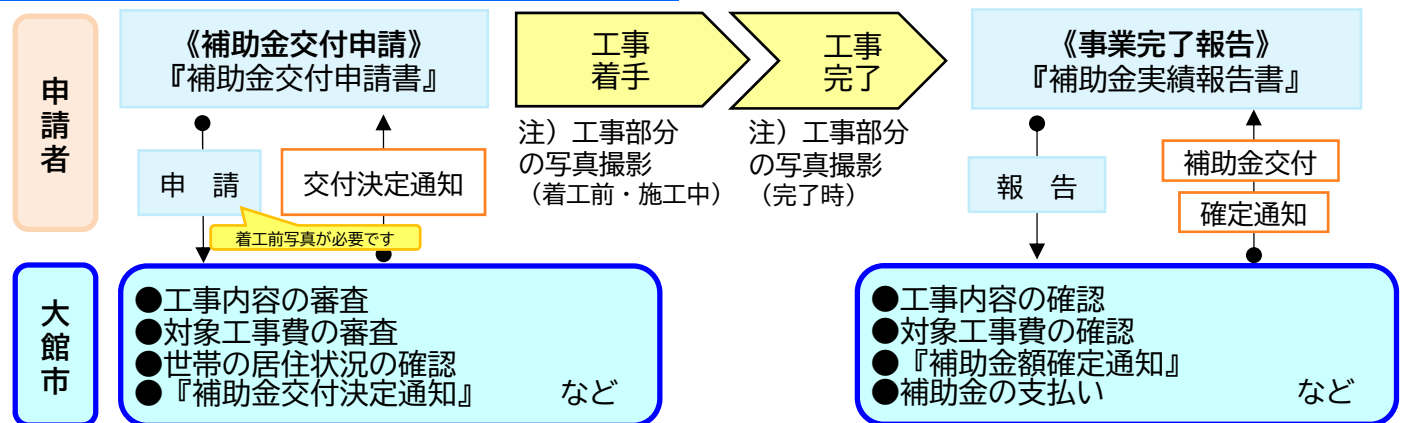
○令和5年度以降に補助金の交付を受けている場合、原則として今年度は補助金の申請を行うことはできません

【令和4年度の交付 ⇒ 令和8年度の申請可能】

ただし、次に該当する場合、期間を経過していてもリフォーム補助金の申請を行うことができます。

- ◇ 大館市木造住宅耐震化補助事業の交付決定を受けて行う耐震改修工事を行う場合
- ◇ ⑦被災者支援を申請する場合（事前にご相談ください）
- ◇ 住宅を購入（2親等以内の親族からの購入を除く）した場合
- ◇ 大館市の条例に基づく、上下水道接続工事

◇補助事業申請フロー◇



◇ご注意ください◇

1. 原則、**補助申請の前に工事着手した場合は補助対象となりません**のでご注意ください。申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について確認させていただく場合があります。
2. 増改築や屋根・壁などの全面改修をご計画の際は、建築確認申請が必要となる場合があります。また、お住まいの地域によっては、建築基準法により外壁等の一部を防火構造等にしなければならないなどの規制がありますので計画の初期段階で工務店等に確認してください。
3. 車庫内部の壁・天井は、建築基準法により石膏ボード等（準不燃以上）を張ってください。

<申込先・問合せ先> 大館市 建設部 建築住宅課 建築指導係

住所) 大館市比内町扇田字新大堤下93番地6 (比内総合支所1階)

電話) 0186-43-7083 (直通) FAX) 0186-55-1018

[申請書のダウンロードや詳細情報は、市ホームページをご覧ください]

ホーム
ページ
→



※秋田県の住宅リフォーム推進事業について、大館市では秋田県への申請書の取次を行っています。

◇申請等に必要な書類◇

《補助金交付申請》

◇ 補助金交付申請書（様式第1号）

《各補助種別に共通の添付書類》

- 1) 工事請負契約書又は請書の写し
- 2) 工事の内訳明細が分かるものの写し（見積書など）
- 3) 工事を行う住宅の位置図または住宅地図（写）
- 4) 工事着工前の写真（建物の全景及び工事箇所）
- 5) **債権者登録申請書**（※1人1口座しか登録できませんので、既に登録のあるかたはご注意ください）
- 6) 通帳の写し（名前のフリガナや口座番号などが分かるものの写し）
- 7) 市税納付照会の同意書（家族状況で不要の場合あり）
- 8) その他、市長が必要と認める書類

※ **①高齢者等支援、②子育て支援、③三世帯同居**

- ・世帯全員の住民票（続柄の表示があるもの）
- ・障害者手帳等の写し（障害者等のいる世帯の場合）

※ **④被災者支援**

- ・り災証明書又は被災証明書の写し

※ **⑤⑥空き家購入、⑦移住者支援**

- ・不動産売買契約書の写し（中古住宅購入を伴わない場合を除く）
 - ・登記事項証明書（建物）、
 - ・住民票（転入・転居状況がわかるもの）
 - ・住所の履歴が分かるもの（戸籍の附票など）
- ※移住者の場合

※ 申請者と住宅の所有者や居住者が異なる場合や増築工事を行う場合は、他の添付書類が必要となります。

《事業完了報告》

◇ 補助金実績報告書（様式第5号）

《添付書類》

- 1) 工事代金領収証の写し
- 2) 工事中及び工事完了後の施工箇所の写真
- 3) 補助金交付請求書
- 4) 建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた工事は検査済証の写し
- 5) その他、市長が必要と認める書類